第２次 木津川市
行財政改革大綱

概 要 版

平 成 ２ ５ 年 ２ 月

木　津　川　市

Ⅰ 行財政改革大綱策定の経緯と必要性

（第１次大綱策定の経緯）

木津川市は、平成 19 年３月に３町合併によって誕生しました。そして、抜本的な行財政システムの見直しのため、平成 20 年６月に第１次の木津川市行財政改革大綱（計画期間：平成 20 年度～24 年度）を策定して、新たな行財政改革の取り組みをスタートしました。

（第１次大綱による行財政改革の取り組み）

第１次大綱に基づいて、木津川市では各種サービス・料金の見直し、民間委託の推進、繰上償還の実施、職員給与の見直しなどを行ってきました。
（大きな効果があった取り組みもあれば、調査・研究段階に留まったケースもありました。）

（第２次大綱の策定の必要性）

第１次大綱の取り組みによって、事務事業、組織の一本化、効率化は進みましたが、その一方で国の地域主権改革によって市町村の責任と事務は増大し、我が国の経済情勢からも、引き続き厳しい行財政運営が求められることが予想されます。
このような状況のなか、木津川市では、合併自治体への地方交付税の特例措置が、平成 28 年度以降５年間で段階的に減額・終了することになるため、これに対応できる、子や孫の未来につなぐ持続可能な行財政システムの確立が、待ったなしの状況となっているところです。

Ⅱ 行財政改革の基本理念

一層厳しさを増す社会経済情勢のなか、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ速やかに対応していくために、これからの行財政運営の基本理念を次のように定めました。

3つの基本理念

- **市民と共に創る、協働の自治体**
- **簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体**
- **自ら考え、行動する自治体**

Ⅲ 行財政改革の体系

行財政改革についての
計画の体系は、
右図のとおりです。

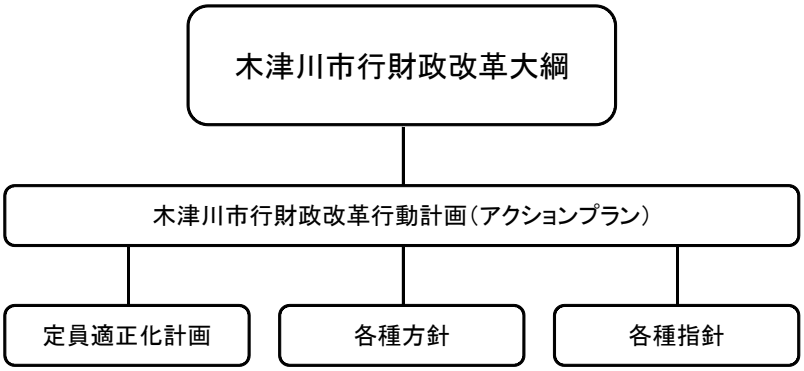

Ⅳ 行財政改革の重点改革項目

「行財政改革の基本理念」に基づき、次の５項目を重点改革項目として位置づけて、取り組みを行っていきます。

5 つの重点改革項目

1　協働の市政の推進

① 市民との協働によるまちづくり
② 開かれた市民参加・参画の市政の推進

2　行政体制の確立

① 人材育成の推進と職員・組織の意識改革
② 組織改革
③ 定員管理の適正化
④ 総人件費の抑制
⑤ 電子自治体の推進
⑥ 法令遵守（コンプライアンス）の推進
⑦ 地方債・借入金・公金の適正管理

3　事務事業の見直し

① 事務事業の見直し
② 補助金・団体支援の見直し
③ 外郭団体の見直し

4　公共施設の見直し

① 公共施設の適正配置と有効活用
② 公共施設の計画的な保全管理
③ 公共施設の民営化、民間委託

5　財政システムの確立

① 歳入の確保と支出の抑制
② 入札・契約制度の適正運用
③ 未利用、低利用資産の有効活用
④ 予算編成の改革
⑤ 地方公営企業会計、特別会計等の見直し

V 行財政改革の進め方

1　行財政改革の計画期間

この大綱の計画期間は、平成２５年度から平成２９年度までの５年間とします。

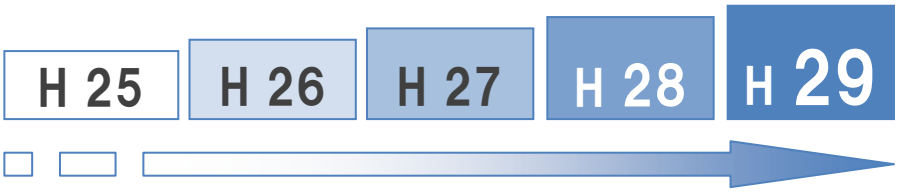

2　行財政改革の推進体制

行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、次の２つの組織を置きます。

○木津川市行財政改革推進本部
市長を本部長とする、全庁的な行財政改革の推進の核となる組織

○木津川市行財政改革推進委員会
公募市民・各分野の有識者を委員とする、木津川市の行財政改革推進のための諮問機関

3　実施及び進捗管理

行財政改革の実施と進捗管理のため、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画（アクションプラン）を策定して、計画的な取り組みを進めます。
この行動計画については、わかりやすい評価基準を設けて毎年度その進捗状況を点検・確認し、ホームページなどにより広く市民の皆様に公表します。

○第２次木津川市行財政改革大綱（概要版）
木津川市財政課行財政改革推進室（市役所４階）
〒619-0286　京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9
TEL:0774-75-1202　FAX:0774-72-3900
E-Mail: gyokaku@city.kizugawa.lg.jp

行革大綱